

国民健康保険税の

税率が変わります

国民健康保険は、被保険者の方々の医療費を支払うため、被保険者に納めていただく国民健康保険税と国・県等の公費負担などの収入により運営されています。

市町村の保険給付に必要な費用は、県からの交付金によって賄われ、市町村は、県に対して国保事業費納付金を納付しています。(二本松市の状況は【表1】の予算とお

り) このため、国民健康保険の税率は、県への納付金の額から国・県等の公費負担などの収入を差し引いた分を賄えるように決定することになります。

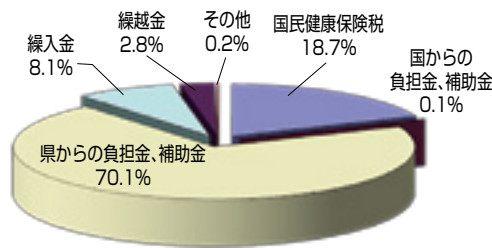
令和元年度の税率【表2】を改めるに当たっては、平成30年度からの繰越金を全額を充当することにより税負担の軽減を図りました。

また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡充します。(【表3】のとおり)

【表1】国民健康保険特別会計 令和元年度予算(本算定)決定
総額54億4,355万8千円

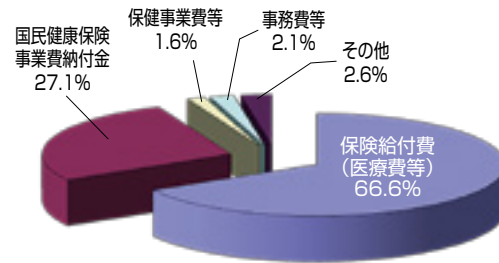
歳入

歳入予算総額に占める国民健康保険税の割合は19%で、予算額は10億1,724万2千円となる。



歳出

歳出総額に占める保険給付費(医療費等)の予算額は36億2,655万6千円で、全体の67%を占める。



【表2】令和元年度 国民健康保険税の税率等

	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分
所得割額	6.27% (▲0.63%)	2.79% (+0.03%)	2.23% (▲0.58%)
一人当たりの均等割額	22,600円 (▲1,600円)	9,800円 (+200円)	9,800円 (▲2,100円)
世帯当たりの平等割額	16,400円 (▲1,400円)	7,100円 (+100円)	5,000円 (▲1,100円)
世帯当たりの課税限度額	610,000円 (+30,000円)	190,000円 (±0円)	160,000円 (±0円)

※()内の数値は、前年度と比較した場合の増減値。

年齢ごとの納付内訳

国民健康保険税は、加入者の年齢によって納める内容が異なります(上の表の①~③で表記すると次のとおり)。

40歳未満…①+②

40~64歳…①+②+③

65~74歳…①+②※介護納付金分は別に納付

国民健康保険特別会計は、例年6月の議会で補正予算を提出しています。これは、5月になると前年度の決算見込み額が明らかになることから、その額をもとに、改めてその年度の予算額を算定するからなんです。



【表3】低所得者の軽減措置

		軽減判定所得額
5割軽減対象世帯	変更前	330,000円+275,000円×(A+B)
	変更後	330,000円+280,000円×(A+B)
2割軽減対象世帯	変更前	330,000円+500,000円×(A+B)
	変更後	330,000円+510,000円×(A+B)

※A=被保険者数 B=特定同一世帯所属者数

※「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

平成30年度の歳入歳出差引額は、黒字となりましたが、医療の高度化や加入者の高齢化により医療費が増加傾向にあるため、国民健康保険の運営は決して余裕のある状況ではありません。今後、医療費の適正化、保健事業の推進等の取り組みを行うことにより、医療費の増加を抑制しながら、安定した国民健康保険の運営に努めます。

国民健康保険 健康マイレージ事業

国民健康保険健康マイレージ事業は、60日間の自主的な健康づくりの実践と特定健康診査の受診に対してポイントを付与し、チャレンジ目標を達成した方へ市から記念品(健康グッズ)を進呈するものです。

被保険者の皆さんが健康であることは、医療費支出額や国民健康保険税の負担の軽減にもつながります。ぜひ、この機会に、自主的な健康づくりに取り組んでみませんか。

なお、記念品の進呈は、期間内に1回のみです。

チャレンジ期間

令和2年2月29日(土)まで

対象者

40歳～74歳までの二本松市の国民健康保険被保険者の皆さん

参加方法

国保特定健康診査の受診録・受診券に同封の二本松市国民健康保険健康マイレージ・チャレンジシートに、チャレンジの実践日を記録

し、特定健康診査を受診してください。なお、詳細はチャレンジシートをご覧ください。

限度額適用認定証をお持ちの方へ

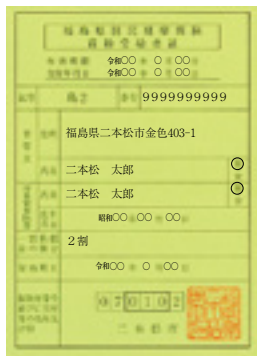
限度額適用認定証の更新日は毎年8月1日となっております。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、まだ更新の手続きを済まされていない方は、現在手元にある限度額適用認定証、国民健康保険被保険者証、印鑑をお持ちの上、交付申請をしてください。

まだ限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後高額な医療費が見込まれる方は、限度額適用認定証を提示すること、入院、外来を問わず医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、限度額適用認定証の交付については下記までお問い合わせください。

国民健康保険高齢受給者証の更新について

70歳から74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しております。

8月1日以降に医療機関を受診される場合には、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒にご提示ください。



◎問い合わせ先

・資格、給付

国民年金課国民年金係

☎(55)51006

Fax(22)1547

・課税額など

税務課市民税係

☎(55)50855

Fax(22)0790

・納税など

税務課収納係

☎(55)50877

Fax(22)0790

市民が主役。

～市長からの手紙～

希望ある未来へ

「住みよさランキング2019」が東洋経済新報社から発表されました。

二本松市が全国812都市の中で総合161位。前回の577位から大きく躍進しました。東北では20位、県内13市では、5位(前回11位)となりました。

この「住みよさランキング」

は、東京23区を含む全国の812市区を対象にまとめたもので「安心度」「利便度」「快適度」「富裕度」の4分野について22の指標を用いて順位付けされています。

今回、医療・福祉・子育てといった視点のほか、新たに安全という視点から人口当たりの犯罪件数や交通事故件数が指標に加えられ、二本松市の住みよさが再評価されました。

特に二本松市では、子ども医療費助成の対象を18歳まで拡大していることや、刑法

犯・交通事故数の少なさ、人口一人当たりの歳出額が特に順位を押し上げました。



私は、市長就任以来、子育て支援、高齢者・障がい者等の福祉の問題、教育の充実、人づくり、農業の再生、雇用の確保、企業誘致といった産業の振興、さらには、市内経済の活性化、再生可能エネルギーの推進など、躍動する新しい二本松市をつくるため、「市民が主役。」

「市民とともに。」

を基本として、決断力と実行力、スピード感を持って、その実現のために努力して参りました。そして、強い決意と信念を持って、

「いのち輝くまち・二本松」

「活力のあるまち・二本松」

「賑わいのあるまち・二本松」の実現のため、子どもからお年寄りまで、市民一人一人が夢と希望を持ち、幸せを実感し「二本松市に生まれて、育って、住んで、本当に良かった。」と思える

「希望ある未来へ」

豊かな「住み良いまちづくり」を市民の皆さまとひらいてまいります。



後 期高齢者医療制度 のお知らせ

令和元年度後期高齢者医療保険料額の決定通知

令和元年6月20日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方には、8月上旬に、保険料額決定通知書を送付します。

その後、75歳になった方や住所を異動した方は、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

●保険料の算定方法
平成30年中の所得等をもとに算出されます。(左の表のとおり)

年間保険料 (上限62万円)

$$\text{均等割額 } 4万1,600円 + \left(\text{平成30年中の所得} - 33万円 \right) \times 7.94\% = \text{所得割額}$$

●保険料の軽減

【所得の低い世帯の方】

所得が一定の基準額以下の場合、均等割額が2割、5割、8割、8・5割軽減されます。

※これまで均等割額が9割軽減となっていた方は8割軽減となりますが、一定の要件を満たす場合、介護保険料が減額されます。

【被扶養者だった方】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等(国保・国保組合は除く。)の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、均等割額が、資格取得後2年間、5割軽減されます。

※他の軽減にも該当する方については、軽減割合の高い方が適用されます。

●保険料の納付方法

【特別徴収】
年金からの支払い(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更を希望する方は、国保年金課または各支所で手続きしてください。

【普通徴収】

口座振替や指定金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)窓口で

の納付による納付方法です。納付書が届いた方は、納期限までに納付してください。

※便利な口座振替を希望する方は、金融機関窓口で手続きをしてください。

※すでに国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、あらかじめ手続きが必要となります。

『被保険者証』の更新

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、7月31日までとなっています。

新しい被保険者証は7月末日までに郵送していますので、新しく届いた被保険者証の窓口で支払う一部負担金の割合(1割または3割をご確認の上、8月1日からは新しい被保険者証(オレンジ色)を使用してください。

なお、収入が次の場合は、手続きにより一部負担金の割合が「1割」になります。

●被保険者が1人の世帯の場合
被保険者の方の収入額が383万円未満、または被保険者の方および同一世帯の70歳から74歳の方の合計収入額が

520万円未満。

●被保険者が2人以上いる世帯の場合
被保険者の方の合計収入額が520万円未満。

『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事代が減額される「減額認定証」の有効期限も、7月31日までとなっています。限度額認定証・減額認定証をお持ちの方で8月以降も該当する方には、新しい認定証を郵送しますので、交付申請は不要です。

●返却を忘れずに

有効期限が切れた被保険者証および限度額認定証は、国保年金課または各支所に返却してください。

『後期健診』を受診する方へ

後期高齢者健康診査の対象者は「健診日に後期高齢者医療に加入している方」となっています。

また、受診の際に受診券・受診録・被保険者証が必要になりますので、忘れずに持参

してください。

なお、後期健診の受診券・受診録が届いていない場合は、国保年金課にお問い合わせください。

『後期歯科検診』の実施

昭和18年4月2日から昭和19年4月1日生まれの方を対象に、歯科口腔健康診査を実施しています。後期高齢者医療広域連合から案内状が届いている方は、事前に歯科医療機関を予約し、11月30日までを受診してください。

『還付金詐欺』に注意!

後期高齢者医療保険料、医療費の還付金詐欺事件が多数発生しています。

還付金を受け取るために市職員がATMを操作させることは絶対にありません。「還付金の振り込みのため、ATMに行くように」という電話があったら、詐欺を疑い、すぐに警察署へ通報してください。

◎問い合わせ:

国保年金課医療給付係

☎(55) 5107
FAX(22) 1547